

議案第48号

さいたま市文化芸術都市創造基金条例の制定について
さいたま市文化芸術都市創造基金条例を次のように定める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市文化芸術都市創造基金条例

(設置)

第1条 文化芸術都市の創造に関する施策の推進に必要な経費の財源に充てるため、さいたま市文化芸術都市創造基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額で、一般会計歳入歳出予算に計上した額とする。

- (1) 前条の設置目的に対する寄附金額
- (2) 市の積立金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、文化芸術都市の創造に関する施策の推進に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(さいたま市文化財産等取得基金条例の廃止)

2 さいたま市文化財産等取得基金条例（平成18年さいたま市条例第67号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前のさいたま市文化財産等取得基金条例の規定により積み立てられた現金、債券、有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなす。